6　次に掲げる側面保護装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、前各項（第３項を除く。）の基準に適合するものとする。	（新設）
一　指定自動車等に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置	
二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置	
三　法第75条の３第１項の規定に基づき側面保護装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置	
（突入防止装置）	（突入防止装置）
第102条　（略）	**第102条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。	３　突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の２第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
（削る）	六　車体後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱により突入防止装置を分割することができる。
	イ　昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25㎜未満であること。
	ロ　昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に直交する鉛直面による断面の有効面積は、350㎠以上でなければならない。ただし、車幅が2,000㎜未満の自動車にあっては、この限りでない。
（窓ガラス）	（窓ガラス）
第117条　（略）	**第117条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　前項第７号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（保安基準第44条第１項の後写鏡及び同条第６項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。	５　前項第７号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第１項の後写鏡及び同条第５項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
６～８　（略）	６～８　（略）
（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）	（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）
第119条　（略）	**第119条**　（略）
２　前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの以外の自動車（二	２　前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの以外の自動